

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成18年10月25日

各 位

10月社長記者会見

1. 平成19年3月期中間決算発表について <資料1 参照>
2. 証券市場の健全性確保等に向けた上場制度の整備等について <資料2 参照>

以 上

平成 19 年 3 月期 中間決算短信 (非連結)

平成 18 年 10 月 25 日

会社名 株式会社名古屋証券取引所

(URL <http://www.nse.or.jp/>)

代表者 役職名・氏名 取締役社長 畔柳 昇
 問合せ先責任者 役職名・氏名 常務取締役 澤田 康夫 TEL (052)262-3171
 決算取締役会開催日 平成 18 年 10 月 25 日 中間配当制度の有無 有
 単元株制度採用の有無 無

1. 平成 18 年 9 月中間期の業績 (平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 9 月 30 日)

(1) 経営成績

(百万円未満切捨て)

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18 年 9 月中間期	881	(15.4)	285	(84.4)	327	(106.2)
17 年 9 月中間期	764	(17.9)	155	(157.3)	159	(147.2)
18 年 3 月期	1,556		430		462	

	中間(当期)純利益		1株当たり 中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18 年 9 月中間期	177	(111.2)	1,724	43
17 年 9 月中間期	83	(79.3)	816	49
18 年 3 月期	248		2,372	23

(注)①期中平均株式数 18 年 9 月中間期 102,690 株、17 年 9 月中間期 102,690 株、18 年 3 月期 102,690 株

②会計処理の方法の変更 無

③営業収益、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18 年 9 月中間期	5,148	4,280	83.1	41,685	81
17 年 9 月中間期	4,747	3,996	84.1	38,913	68
18 年 3 月期	5,103	4,158	81.5	40,450	03

(注)①期末発行済株式数 18 年 9 月中間期 102,690 株、17 年 9 月中間期 102,690 株、18 年 3 月期 102,690 株

②期末自己株式数 18 年 9 月中間期 一株、17 年 9 月中間期 一株、18 年 3 月期 一株

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
18 年 9 月中間期	127	△24	△51	2,406
17 年 9 月中間期	176	△1,105	—	2,519
18 年 3 月期	432	△1,525	—	2,355

2. 平成 19 年 3 月期の業績予想 (平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)

	営業収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	1,620	503	274

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 2,673 円 33 銭

3. 配当状況

・現金配当

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
18 年 3 月期	—	500	500
19 年 3 月期(予想)	—	500	500

※ 業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき策定したものであり、予想にはさまざまな不確定要素が内在しておりますので、実際の業績はこれらの予想数値と異なる場合があります。

中間貸借対照表

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当中間会計期間末	前 期 末	増 減	前中間会計期間末	科 目	当中間会計期間末	前 期 末	増 減	前中間会計期間末
	(A)	(B)	(A-B)	(参 考)		(A)	(B)	(A-B)	(参 考)
	〔平成18年 9月30日現在〕	〔平成18年 3月31日現在〕		〔平成17年 9月30日現在〕		〔平成18年 9月30日現在〕	〔平成18年 3月31日現在〕		〔平成17年 9月30日現在〕
資 産 の 部					負 債 の 部				
流動資産	2,500,441	2,457,155	43,285	2,588,687	流動負債	258,749	359,094	△ 100,345	191,637
現金及び預金	2,416,725	2,365,201	51,524	2,529,155	未払費用	30,720	42,609	△ 11,888	47,808
営業未収入金	40,845	46,581	△ 5,735	28,698	未払法人税等	150,400	204,591	△ 54,190	78,831
前払費用	8,150	8,589	△ 438	8,276	未払消費税等	16,592	28,447	△ 11,854	15,036
その他の流動資産	963	712	250	1,080	前受金	5,302	29,463	△ 24,160	8,977
繰延税金資産	33,755	36,071	△ 2,315	21,476	預り金	8,232	10,733	△ 2,500	8,982
					賞与引当金	47,500	43,250	4,250	32,000
固定資産	2,648,433	2,645,960	2,473	2,159,020	固定負債	609,409	585,407	24,001	560,024
有形固定資産	85,220	80,460	4,760	72,123	預り保証金	4,621	4,621	-	4,621
建物	48,497	51,842	△ 3,345	55,496	預り信託金	83,447	94,097	△ 10,650	95,597
備品	36,723	28,617	8,105	16,626	繰延税金負債	-	-	-	618
無形固定資産	107,773	97,449	10,323	112,018	退職給付引当金	451,078	426,163	24,914	409,711
電話加入権	1,722	1,723	-	1,735	役員退職慰労引当金	70,262	60,525	9,737	49,475
ソフトウェア	106,050	95,726	10,324	110,283					
投資その他の資産	2,455,439	2,468,050	△ 12,610	1,974,878	負債合計	868,158	944,502	△ 76,343	751,661
投資有価証券	1,681,983	1,680,073	1,910	1,183,517	資 本 の 部				
長期貸付金	18,868	20,578	△ 1,710	22,288	資本金	-	1,000,000	-	1,000,000
繰延税金資産	398	1,193	△ 794	-	資本剰余金	-	450,000	-	450,000
差入保証金	16,740	16,740	-	16,740	資本準備金	-	450,000	-	450,000
長期前払費用	8,423	9,789	△ 1,366	11,155	利益剰余金	-	2,709,698	-	2,545,139
信託金特定資産	83,447	94,097	△ 10,650	95,597	任意積立金	-	2,230,915	-	2,230,915
違約損失積立金特定預金	628,178	628,178	-	628,178	違約損失積立金	-	628,178	-	628,178
その他の投資その他の資産	50,800	50,800	-	50,800	建物・機械積立金	-	1,153,363	-	1,153,363
貸倒引当金	△ 33,399	△ 33,399	-	△ 33,399	別途積立金	-	449,373	-	449,373
					中間(当期)未処分利益	-	478,783	-	314,224
					株式等評価差額金	-	△ 1,084	-	906
					資本合計	-	4,158,613	-	3,996,046
					純 資 産 の 部				
					株主資本	4,280,636	-	-	-
					資本金	1,000,000	-	-	-
					資本剰余金	450,000	-	-	-
					資本準備金	450,000	-	-	-
					利益剰余金	2,830,636	-	-	-
					その他利益剰余金	2,830,636	-	-	-
					違約損失積立金	628,178	-	-	-
					建物・機械積立金	1,153,363	-	-	-
					別途積立金	449,373	-	-	-
					繰越利益剰余金	599,720	-	-	-
					評価・換算差額等	80	-	-	-
					その他有価証券評価差額金	80	-	-	-
					純資産合計	4,280,716	-	-	-
資産合計	5,148,875	5,103,116	45,758	4,747,707	負債及び純資産(資本)合計	5,148,875	5,103,116	45,758	4,747,707

中間損益計算書

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日 〕	前 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日 〕	増 減	前 期 〔 自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日 〕
営業収益	881,898	764,251	117,646	1,556,098
取引参加者負担金	384,256	360,071	24,185	717,947
上場関係収入	254,384	286,442	△ 32,057	641,295
上場手数料	152,134	178,524	△ 26,390	429,248
年間上場料	102,250	107,917	△ 5,667	212,047
その他の営業収益	243,257	117,738	125,519	196,855
営業費用	595,905	609,126	△ 13,221	1,125,262
人件費	333,878	301,379	32,498	621,687
施設費	178,433	233,011	△ 54,577	383,591
運営費	83,593	74,735	8,857	119,982
営業利益	285,993	155,125	130,868	430,836
営業外収益	41,925	3,937	37,987	31,636
営業外費用	-	-	-	-
経常利益	327,918	159,062	168,856	462,473
特別利益	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-
税引前中間(当期)純利益	327,918	159,062	168,856	462,473
法人税・住民税及び事業税	148,521	75,416	73,104	229,315
法人税等調整額	2,315	△ 200	2,515	△ 15,247
中間(当期)純利益	177,082	83,845	93,236	248,404

中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円未満切捨て)

	当中間会計期間	前中間会計期間	前 期
	〔自 平成18年 4月 1日〕 〔至 平成18年 9月30日〕〕	〔自 平成17年 4月 1日〕 〔至 平成17年 9月30日〕〕	〔自 平成17年 4月 1日〕 〔至 平成18年 3月31日〕〕
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間（当期）純利益	327,918	159,062	462,473
減価償却費	25,799	22,618	45,997
賞与引当金の増減額	4,250	△ 1,350	9,900
役員退職慰労引当金の増減額	9,737	5,624	16,673
退職給付引当金の増減額	24,914	9,199	25,651
受取利息及び受取配当金	△ 12,721	△ 1,039	△ 12,208
営業未収入金の増減額	5,735	2,862	△ 15,020
未払費用の増減額	△ 24,739	30,688	△ 68,921
役員賞与の支払額	△ 4,800	—	—
その他	△ 41,932	8,872	42,531
小計	314,162	236,536	507,076
利息及び配当金の受取額	12,771	1,117	12,378
法人税等の支払額	△ 199,107	△ 60,847	△ 86,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,826	176,806	432,512
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000	10,000
投資有価証券の取得による支出	—	△ 999,350	△ 1,499,348
有形固定資産の取得による支出	△ 146	△ 6,611	△ 22,392
無形固定資産の取得による支出	△ 26,520	△ 101,120	△ 6,710
貸付金の回収による収入	1,710	1,710	3,420
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,956	△ 1,105,371	△ 1,525,031
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△ 51,345	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,345	—	—
IV 現金及び現金同等物の増減額	51,524	△ 928,565	△ 1,092,519
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,355,201	3,447,720	3,447,720
VI 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	2,406,725	2,519,155	2,355,201

1.重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しています。

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間における退職給付債務に基づき計上しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額の100%を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(6) 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっています。

2.会計方針の変更

（貸借対照表「純資産の部」の表示に関する会計基準等）

当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企

業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部に相当する金額は、純資産の部と同様であります。

また、中間財務諸表等規則の改正に伴い、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

3. 中間貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 140,603 千円

(2) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他6社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は303,178千円であります。

(3) 信認金特定資産

当取引所は、証券取引法第107条の4の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信認金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

(4) 担保受入金融資産の時価評価額

中間貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

信認金代用有価証券 155,311 千円

上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

証券市場の健全性確保等に向けた上場制度の整備等について

平成18年10月25日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

今般、当取引所では、証券市場の健全性の確保、透明性の確保の観点から以下の上場制度の整備を行うこととする。

- ① 一時的な需給の偏りにより株価の乱高下を招くおそれのある1対5を超える大幅な株式分割等については、平成17年3月よりその実施の自粛を求めてきたが、本年1月以降、新しい株券が発行されるまでの間（約50日）においても株券が証券保管振替機構に預託されている場合には、効力発生日の翌日より株式分割を反映した形で売買することが可能となり、新株式が発行されるまでの間の需給の偏りに起因する問題については、概ね解決することとなった。

そこで、当取引所は、従来の自粛要請を廃止し、著しく低い投資単位への変更を意図的に行うことの弊害に的を絞った対策として、流通市場へ混乱をもたらすような株式分割等を実施する場合には、当取引所が投資者に対する注意喚起を行う制度を新設するとともに、望ましい投資単位の水準について下限を設けることとする。

- ② 不適正な適時開示に対し、改善の必要性が高い場合には、上場規則に基づく改善報告書の提出と公衆縦覧を義務付けているが、当該改善報告書の記載内容について適切に実施されているかどうかをより積極的に証券取引所が確認する仕組みが構築されていない。また、上場会社が「虚偽記載」を行った場合において、上場廃止基準に抵触しないものに対する制裁措置が存在していない。

そこで、当取引所は、上場会社が不適正な開示を行った場合には、その再発防止に向け積極的に関与することとし、改善報告書の点検制度や上場会社が「虚偽記載」を行った場合の新たな措置を設けることとする。

- ③ 決算短信の総合的な見直しを行い、平成19年3月期決算発表から新様式を適用することとしている。当該新様式において、必ずしも決算発表時に必要な情報でないもの（投資単位の引下げ方針、親会社等に関する事項）は決算短信から分離し、一方、営業利益予想を開示項目に追加することとした。

そこで、当取引所は、決算短信から分離した情報の開示及び営業利益予想の修正に係る開示を義務化することとする。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
<p>1. 大幅な株式分割等への対応</p> <p>(1) 流通市場への影響に対する注意喚起</p> <p>(2) 望ましい投資単位の水準の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、上場会社が株式分割等を実施することにより、流通市場へ混乱をもたらすと認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとする。 ・上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、投資単位の水準が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努めるものとする。 	<p>※本制度整備に伴い、上場会社宛通知「大幅な株式分割の実施に際してのお願い」（平成17年3月）は廃止することとする。</p> <p>※今回新たに、望ましい投資単位の水準に下限を設定するが、望ましい投資単位の水準を提示するという従来の趣旨に何ら変わりはない。</p>
<p>2. 不適正な開示に対する措置等</p> <p>(1) 改善報告書の記載内容に係る点検制度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、提出から6か月経過後遅滞なく、「改善措置の実施状況及び運用状況に関する報告書」（以下「改善状況報告書」という。）を提出するものとする。 ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該報告書の提出から5年が経過するまでの間、当取引所が必要と認める場合には、その都度、改善状況報告書を提出することを求めることができるものとする。 ・上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し当取引所が必要と認めて照会を 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善状況報告書は、公衆の縦覧に供するものとする。 ・改善状況報告書に係る規定は、この改正の施行日以後に改善報告書を提出する上場有価証券の発行者から適用することとする。

項 目	内 容	備 考
(2) 注意勧告制度の新設	<p>行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善措置の実施状況及び運用状況が不十分であると認められる場合又は改善状況報告書を提出しない場合には、当取引所は改めて改善報告書の提出を求めることができるものとする。 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当取引所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 注意勧告を行った場合には、その旨を公衆の縦覧に供するものとする。 「虚偽記載」とは、株券上場審査基準の取扱い2(8)aに規定する虚偽記載をいう。
3. 開示制度の見直し		<p>※平成19年3月期決算発表から適用する決算短信の新様式への移行に伴うものである。</p>
(1) 投資単位の引下げ方針等の開示	<ul style="list-style-type: none"> 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、当該発行者の今後の投資単位の引下げに関する方針等について開示するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の決算短信における「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」に準じた内容とする。 「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。
(2) 親会社等に関する事項についての開示	<ul style="list-style-type: none"> 親会社等を有する上場会社は、親会社等に関する事項について開示するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の決算短信における「親会社等に関する事項」に準じた内容とする。 (1)及び(2)の事項については平成19年3月以降に終了する事業年度から適用するとともに、当該対応に合わせて、決算短信における当該開示事項に関しては、開示を要し

項 目	内 容	備 考
(3) 業績予想の修正に係る開示事項の追加 4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の業績予想の修正に係る開示について、「営業利益」の修正を追加するものとする。 ・ その他所要の改正を行うものとする。 	ないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微な場合を除き、その都度、修正するものとする。 ・ 当該修正に係る開示については、軽微基準を設けることとする。 ・ 平成19年3月以降に終了する事業年度に係る予想の開示から適用することとする。

Ⅲ. 実施時期

平成18年12月初旬を目途に実施する。

以 上